

# 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

## 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有 □無

2. 解体工事に要する費用(受注者の見積金額) \_\_\_\_\_ 円

※ 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円  
(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）